

別表1

対象範囲及び香典・供花・広告の支出目安表

	対象者	本人	本人の配偶者及び一親等の直系血族
1 市 行 政 関 係 者	(1) 市長、副市長、教育長	香典料(一万円)・供花・広告	香典料(五千元)・供花・広告
	(2) 歴代の市長(村長)、副市長(助役)、収入役、教育長及び水道事業管理者の職にあった者	香典料(五千元)・供花・広告	—
	(3) 浦添市職員定数条例(昭和47年条例第20号)第2条に規定する職員	香典料(三千元)・供花・広告	—
	(4) 臨時・嘱託・非常勤職員(ただし公務中に死亡した場合に限る)	香典料(三千元)・供花・広告	—
	(5) 地方自治法第180条の5に基づく各種委員会及び委員 (教育委員・選挙管理委員・監査委員・固定資産評価審査委員等)	香典料(三千元)	—
2 市 政 関 係 者	(1) 浦添市名誉市民及び市民栄誉賞受賞者	香典料(一万円)・供花・広告	—
	(2) 市議会議員	香典料(五千元)・供花・広告	香典料(三千元)・供花・広告
	(3) 市議会議員(村議会議員)の職にあった者	香典料(三千元)・供花・広告	—
	(4) 行政関係者(県知事・市町村長)	香典料(五千元)・供花	—
	(5) 県選出国會議員・市選出県議会議員	香典料(三千元)・供花	—
3 そ の 他	(1) 百歳以上の市内高齢者	弔電	—
	(2) 上記以外の場合で市長が特に必要と認める場合	弔電、香典料(三千元)又は供花	—

付記 本表による区分によりがたい場合または葬儀に参列できない場合は、香典料(お花代・玉ぐし料等)にかわり弔電をおくることができる。

原則として、現にその職にある者とするが、1(2)及び2(3)は例外とする。

琉球政府時代、村時代を含む。